

虐待の防止のための指針・身体拘束等の適正化のための指針

法人名 有限会社ひかりスタッフ
対象事業 全事業
(訪問介護・居宅介護・相談支援等)

1. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

高齢者及び障がい者（以下「利用者」という）に対する虐待は、利用者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「虐待の防止、養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要である。

株式会社愛ネットでは、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法及び障害者総合支援法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる理念「利用者様の人生と一緒に考え」

「利用者様の思いに寄り添った支援をしたい」「安心、安全な暮らしの提供」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示する。

なお、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定に基づき、当法人では「利用者に対する虐待」を次のような行為として整理する。また、当法人のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当法人職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

【高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に示される虐待行為の類型】

○身体的虐待：

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：

利用者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

○心理的虐待：

利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○性的虐待：

利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者にわいせつな行為をさせること。

○経済的虐待：

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 委員会・体制に関する事項

1) 「虐待・身体拘束防止検討委員会」の設置

有限会社ひかりスタッフ事業所における虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、「愛ネット虐待・身体拘束防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

2) 委員会の構成・役割について

委員会の構成員は、全事業の代表者が集合し管理者、責任者、看護職員、相談員、介護職員等で構成する。また、外部有識者として、在宅介護の専門家を構成員とし、必要に応じて委員

会に参加させることとする。委員会の責任者として委員長を置き、委員長及び副委員長を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とする。その他、各構成員の役割は下表のとおりとする。

構成員	役割
委員長（齊藤 弥生）	連絡調整、会の運営、虐待防止に関する判断および周知
副委員長（齊藤 昌徳）	委員長の補佐、関係者との連絡調整
各セクションの周知確認代表者（齊藤 好雄）	虐待防止措置の周知、進捗管理
相談や受付代表者（齊藤 好雄）	利用者・家族等への説明、相談対応
外部有識者 境野みね子	第三者かつ専門家の観点からの助言 日本ホームヘルパー協会 会長

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき 6 ヶ月に 1 回以上の間隔で定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定する。

- (1) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する体制の整備に関すること
- (2) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待及び身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待及び身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待及び身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各事業所の管理者・責任者等を通じて周知徹底を図る。

3. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年 1 回以上実施する。また、身体拘束等の適正化に関する職員研修と同時開催とする。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施する。

3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は委員会により定める。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「愛ネット虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿にファイルし、文書管理規定に則り保管・管理する。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参

加率向上に努める。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各事業所の管理者・責任者等により後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含める。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定に従い、利用者の所在地等に応じて、関係する市町村等の窓口へ速やかに通報する。また、養護者による虐待である場合には、市川市、浦安市、酒田市、遊佐町、庄内町、地域包括支援センターに連絡する。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

【表1図】

【市町村等への通報窓口】

千葉県（市川市）

市川市役所 介護保険課（電話：047-334-1111）

市川市 高齢者サポートセンター 行徳（電話：047-312-6070）

市川市 高齢者サポートセンター南行徳第一（電話：047-359-6660）

市川市 高齢者サポートセンター南行徳第二（電話：047-712-8022）

2) 法人内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告する。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告する。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施する。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- (3) 法人本部、家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員・ユニット等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- (8) 必要に応じた懲罰委員会への報告
- (9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針の4. 1) 及び2) に準ずる。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、表1図の窓口を適宜紹介する。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接表1図の各窓口へ連絡し、対応について相談する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当法人において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当法人職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともに、当法人ウェブサイトにも掲載する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 「ひかりスタッフ虐待防止対応マニュアル・身体拘束マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「愛ネット虐待防止対応マニュアル・身体拘束マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

連絡会等の他施設・事業所との連携の機会、及び同団体その他の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図る。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

1. この指針は、令和4年4月1日より施行する。
2. この指針は、令和7年1月28日に改正し、同日から施行する。
3. この指針は、令和7年6月15日に改正し、同日から施行する。
4. この指針は、令和8年4月30日に改正し、同日から施行する。